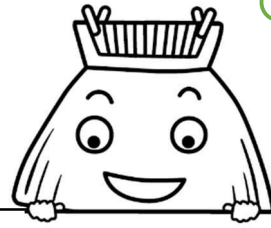


駿河区 応援隊長  
トロペー



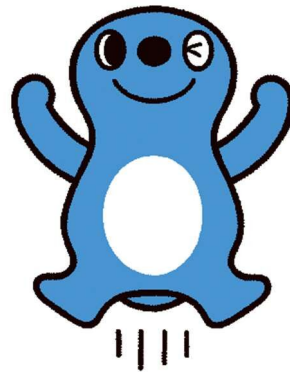
健康増進法に基づく

# 特定給食施設等管理運営の手引き

(令和8年・2026年版)



葵区 PR キャラクター  
あおいくん



清水区 広報キャラクター  
シズラ

静岡市保健所 食品衛生課

## 特定給食施設等管理運営の手引き

1	給食施設の定義と目的	P1
2	給食施設の分類	P1 ~ 2
3	給食施設の栄養管理に関する助言及び指導等	P3
4	特定給食施設の役割	P3
5	特定給食施設の設置者の責務	P3
	(1) 設置者について	(2) 特定給食施設届出の義務
	(3) 報告等の義務	(4) 管理栄養士・栄養士の配置について
	(5) 栄養管理基準の遵守	
6	特定給食施設の届出	P5
7	特定給食施設の提出書類	P7
8	特定給食施設における管理栄養士の配置	P8 ~ 9
9	特定給食施設における栄養管理基準の遵守	P10 ~ 11
10	健康増進法に係る義務違反について	P12



## 特定給食施設等管理運営の手引き 資料編1 〈各種様式・書き方例〉

(1)	特定給食施設開始届出書・記入例	P13 ~ 14
(2)	特定給食施設変更届出書・記入例	P15 ~ 16
(3)	特定給食施設休止・廃止届出書・記入例	P17 ~ 18
(4)	給食施設栄養管理報告書	P19 ~ 20
(5)	給食施設栄養管理報告書記入要領	P21 ~ 22
(6)	献立表(様式例)	P23
(7)	給食配送先一覧表	P24 ~ 25
(8)	肥満並びにやせに該当する者の割合	P26 ~ 29

## 特定給食施設等管理運営の手引き 資料編2 〈関係法令・参考資料〉

(1)	健康増進法(抜粋)	P30 ~ 32
(2)	健康増進法施行規則(抜粋)	P33
(3)	厚生労働省通知 「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」	P34
	別添2(別添1は省略)	P35 ~ 36
(4)	日本人の食事摂取基準(2025年版)の概略	P37 ~ 46
(5)	国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針	P47 ~ 49
(6)	災害備蓄のための資料	P50
(7)	参考文献・資料等	P51

資料編1と資料編2はホームページ  
「たべしずねっと」で公開しています

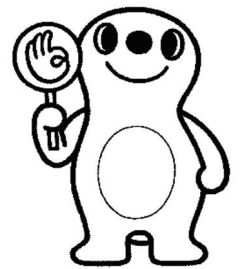
## 1 給食施設の定義と目的

「給食」とは、病院、学校、事業所、福祉施設などにおいて、それぞれの施設を利用する特定の対象者に継続的に供給する食事をいいます。そして、食事を供給する施設を「給食施設」といいます。

一般の飲食店でも食事を供給していますが、給食施設は、利用者が特定されていることが大きな特徴です。

給食の大きな目的は利用者の健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成です。

日頃から、給食施設の管理・運営及び利用者の健康管理にご尽力されている皆様に心からお礼申し上げます。  
保健所では給食施設における健康づくりを支援します。



## 2 給食施設の分類

健康増進法に基づき、供給する食事の数（以下「食数」）により分類されます。

また、施設の分類（規模や種別）により、管理栄養士の配置等、遵守しなければならない法律や規則等は異なります。

### (1) 食数による分類

#### ① 特定給食施設

特定給食施設は、健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定される、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要な施設（継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設）をいいます。

特定給食施設に該当するか否かの判断において、例えば施設内の職員など当該施設の利用者以外の者に供給される食数も含めることとしています。

また、施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約している場合、特定給食施設の対象となります。

#### ② その他の給食施設

上記の特定給食施設に該当しない施設についても、特定かつ多数の者に対して継続的に1回20食以上の食事を供給する施設は、その他の給食施設として、特定給食施設に準じて指導・助言、講習会の案内などを行っています。

## (2) 施設の種類による分類

施設の種類	該当施設	根拠法令等
学校	公立学校、私立学校、公立幼稚園、私立幼稚園、各種学校、幼稚園型認定こども園	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条第1項に規定する各種学校、学校給食センター、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園のうち当該施設が幼稚園である場合
病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
老人福祉施設	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人福祉センター、軽費老人ホーム、養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	保育所、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、助産施設、児童厚生施設、児童家庭支援センター、認定こども園（幼保連携型・保育所型・地方裁量型）	児童福祉法第7条第1項に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合は除く。）
社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、身体障害者社会参加支援施設、婦人保護施設、障害者支援施設	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
事業所	事業所又は事務所	労働基準法別表1に規定する事業所又は事務所
寄宿舍	学生又は労働者の寄宿施設	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院法第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を供給している施設	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を供給している施設であって、「学校」から「事業所」までに該当しない施設
その他	認可外保育所、有料老人ホーム等	上記「学校」から「一般給食センター」まで以外の施設

### 3 給食施設の栄養管理に関する助言及び指導等

保健所の栄養指導員は、健康増進法第18条第1項第2号に基づき、特定給食施設やその他の給食施設に対し必要な助言・指導を行います。例えば、特定給食施設やその他の給食施設において最低限の栄養管理が行われているものの、よりよい食事の供給を目指すための助言をすることも想定されます。

#### (1) 個別での助言・指導

栄養管理の方法や利用者への栄養指導等についての実態を把握するため、施設に伺って助言や指導等を行っています。また、電話や来所による相談にも対応しています。

#### (2) 集団での助言・指導

給食施設の管理者、管理栄養士、栄養士、調理師等を対象に給食管理等に関する情報提供のため講習会を開催しています。1回20食以上提供している給食施設に開催のご案内をします。設置者等においては、関係職員の参加にご配慮をお願いします。

### 4 特定給食施設の役割

国民の健康づくり運動「健康日本21（第三次）」では、栄養・食生活の目標として「利用者に応じた食事提供をしている特定給食施設の増加」が設定されており、管理栄養士・栄養士がほぼ100%配置されている病院等を除く特定給食施設における管理栄養士・栄養士の配置の目標値を75%としています。

職場で提供される食事や栄養管理の改善により、野菜や果物の摂取量の増加、食事の改善、肥満などの健康状態の改善に寄与することが報告されています。「健康経営」の考え方が広がり、職場で提供される食事を含めた食環境の改善は、従業員の健康づくりだけでなく、経営面からも重要であると考えられています。



### 5 特定給食施設の設置者の責務

#### (1) 設置者について

設置者とは、その給食施設を設置した者をいいます。国公立施設では、国、地方公共団体の首長等を、民間の病院や福祉施設等では、その開設者である医療法人や社会福祉法人等を、事業所等の場合は、会社の代表取締役社長等を指します。

#### (2) 特定給食施設届出の義務

特定給食施設の設置者は、健康増進法第20条第1、2項に基づき、特定給食施設に係る事業を開始する場合には保健所にその旨を届け出る必要があります。また、届出の内容に変更が生じた時及び給食施設を廃止又は休止した時は、同様に届出をする必要があります。

給食業務を受託している委託会社が届出をすることはできません。

### (3) 報告等の義務

特定給食施設等における栄養管理の状況等を把握するため、健康増進法第18条の規定に基づき、保健所では特定給食施設及び1回20食以上の給食提供を行う施設に対して、給食施設栄養管理報告書等の提出を求めています。設置者又は管理者は、実施した給食内容等に関して報告書等を作成し、期日までにご提出ください。

### (4) 管理栄養士・栄養士の配置について

#### ① 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設

健康増進法第21条第1項の規定により、特定給食施設であって、特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより静岡市保健所長が指定するものの設置者は、当該施設に管理栄養士を置かなければなりません。

健康増進法施行規則第7条及び厚生労働省通知では、管理栄養士を配置しなければならない施設について具体的に定めています。

保健所では必要な調査を行い、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設に該当する場合は、保健所長から当該施設の設置者に「管理栄養士配置指定施設通知書」を通知します。

なお、指定された施設について指定の要件を満たさなくなった場合は、指定が取り消されます。

#### ② 栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設

上記①の管理栄養士を置かなければならない特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、健康増進法第21条第2項の規定により当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くよう努めなければなりません。

また、健康増進法施行規則第8条では、栄養士又は管理栄養士を置くよう努めなければならない特定給食施設のうち、継続的に1回300食又は1日750食以上の食事を供給する施設の設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるよう努めなければならないと規定されています。

施設の種別によって、健康増進法以外の法律でも管理栄養士・栄養士の配置に関する規定がありますので、最新の関係法令等を確認し、適切に配置してください。



### (5) 栄養管理基準の遵守

健康増進法第21条では、特定給食施設の設置者の責務において栄養管理を行うことが規定されており、健康増進法施行規則第9条にはその基準（栄養管理の基準）が示されています。さらに厚生労働省通知により運用上の留意点が示されています。

## 6 特定給食施設の届出

届出様式	届出要件
特定給食施設開始届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定給食施設に係る事業を開始又は再開する場合</li> <li>▶ 施設利用者が増え、特定給食施設の定義に該当するようになった場合</li> </ul>
特定給食施設変更届出書	<p>届出の事項に変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 給食施設の名称の変更</li> <li>▶ 給食施設の所在地の変更</li> <li>▶ 設置者の氏名の変更（法人の場合は、給食施設の設置者の名称変更【例：設置者の変更はないが会社名が変更等】及び代表者の氏名の変更）</li> <li>▶ 設置者の住所の変更（法人の場合は、主たる事務所の所在地の変更）</li> <li>▶ 給食施設の種類の変更</li> <li>▶ 給食の開始予定日の変更</li> <li>▶ 1日の予定給食数及び各食の予定給食数の変更 （病院、介護老人保健施設、介護医療院については、許可病床数又は定員の変更など）</li> </ul> <p>・下記の区分を超えて予定給食数の変更があった場合は届出が必要です。 （各区分内での予定給食数の変更は、届出不要です。）</p> <p>・区部③を下回る予定給食数の変更は、休止・廃止届の提出が必要です。</p> <p>区分①：1回 500食以上又は1日 1,500食以上          区分②：1回 300食以上又は1日 750食以上で、区分①を含まない          区分③：1回 100食以上又は1日 250食以上で、区分①②を含まない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 管理栄養士の員数・栄養士の員数の変更 配置の有無に変更があった場合は届出が必要です。 【届出必要例】配置されていた栄養士1人が管理栄養士になり、栄養士がいなくなった。 【届出不要例】管理栄養士と栄養士が配置されていたが、増員した。</li> </ul>
特定給食施設休止・廃止届出書	<p>【休止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設改修・移転等の理由により給食を一定期間休止する場合 ※ 給食を再開する時には、給食開始届を提出してください。</li> <li>▶ 予定給食数が一時的に1回 100食未満かつ1日 250食未満となったが、将来的に増加が見込まれる場合</li> </ul> <p>【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定給食施設に係る事業を廃止した場合</li> <li>▶ 予定給食数が1回 100食未満かつ1日 250食未満となり、将来的に増加の見込みがない場合</li> </ul> <p>※ 設置者が変更となる場合は、特定給食施設廃止届出書を提出後、新しい設置者が開始届出書を提出してください。</p>

## ① 届出期限

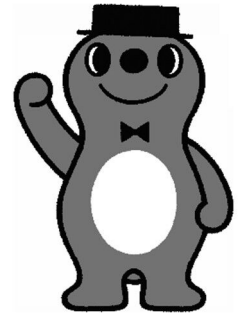
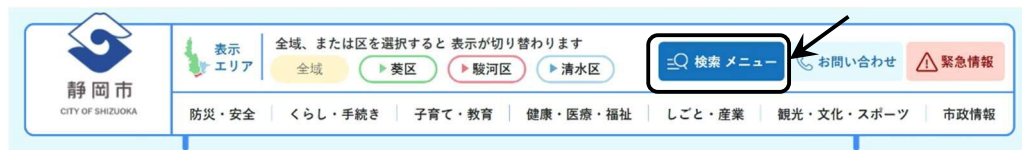
届出の提出は事実発生後、ひと月以内に提出してください。

## ② 届出様式

- 各届出様式や書き方例については、13～18ページをご覧ください。
- 各届出様式は、静岡市健康増進法施行細則によって定められています。変更を行った届出様式については、受付できない場合があります。
- 各届出様式は、保健所で配布しているほか、静岡市のホームページからダウンロードできます。

### ダウンロード方法

静岡市のホームページ右上「検索メニュー」画面を開きます。



キーワードから探す

キーワード検索に「特定給食施設」と入力し「検索」を押すと各種届出書がダウンロードできるページが表示されます

## ③ 届出方法

窓口持参、郵送、電子申請（LoGoフォームによる提出）のいずれか（窓口持参及び郵送の場合は、各施設で別途控えの保管をお願いします。）（FAXやメールによる提出は受け付けておりません。）

## ④ 届出先

窓口持参・郵送 〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号（保健所棟2階）  
静岡市保健所 食品衛生課（広域専門監視係栄養士あて）

LoGoフォーム 静岡市公式ホームページにて「特定給食施設」と検索  
該当の届出ページ下段の「提出ページ」よりデータ（PDF）添付

## ⑤ 届出の注意点

- 届出は施設を設置する者に義務付けられています。給食業務を委託している場合でも、施設の設置者が届出をしてください。
- 施設の設置者以外の方が窓口持参する場合や郵送する場合は、届出様式の余白に届出担当者の所属、氏名、連絡先の記載をお願いします。届出内容について、問い合わせを行う場合があります。
- 同一敷地内に施設の種類や利用者の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設として届出をしてください。
- 施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約している場合は、届出をしてください。



## 8 特定給食施設における管理栄養士の配置

管理栄養士を置かなければならない特定給食施設は、以下のとおり定められています。

厚生労働省令 健康増進法施行規則第7条	厚生労働省通知（健健発0331第2号令和2年3月31日） 別添1 特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について
<p>1</p> <p>医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの</p>	<p>1 規則第7条第1号の指定の対象施設（一号施設）</p> <p>(1) 規則第7条第1号に掲げる特定給食施設（以下「一号施設」という。）とは、病院、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）に設置される特定給食施設であって、1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものをいうこと。</p> <p>(2) 供給食数の実績が1回300食未満及び1日750食未満の特定給食施設であっても、許可病床数（又は入所定員）300床（人）以上の病院等に設置されている特定給食施設は、一号施設とすること。</p> <p>なお、(1)で示したとおり、1日の食事の供給数が750食以上であれば、許可病床数（又は入所定員）が300床（人）未満の場合であっても、一号施設とすること。</p> <p>(3) 病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数（入所定員）の合計が300床（人）以上である場合に、一号施設とすること。</p>
<p>2</p> <p>1に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの</p>	<p>2 一号施設以外の特定給食施設</p> <p>(1) 規則第7条第2号に掲げる特定給食施設（以下「二号施設」という。）とは、以下の①から⑥に該当する施設のうち、継続して1回500食以上又は1日1,500以上の食事を供給するものをいうこと。</p> <p>① 生活保護法第38条に規定する救護施設及び更正施設</p> <p>② 老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム</p> <p>③ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設、同法第44条に規定する児童自立支援施設</p> <p>④ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1項の規定により設置する施設</p> <p>⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>⑥ 事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊等</p>

(2) 複数施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、1 (3)に該当する場合を除き、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給する食事数の合計が1回500食以上又は1日1,500食以上である場合には、二号施設とすること。

この場合、病院等に対し1回に供給する食数については、供給食数の実績ではなく、許可病床数又は入所定員数（1日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数の3倍の数）として取り扱うものとする。

### 3 その他社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設について

(1) 法第21条第1項の指定の対象施設となる特定給食施設のうち、法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）に限り食事を供給する施設にあっては、それぞれの社会福祉施設等に配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行っていることに鑑み、法第21条第1項の指定の対象施設となる社会福祉施設等に供給される食事数が1回500食以上又は1日1,500食以上となるものがある場合には、二号施設とみなされること。

(2) 特定給食施設が複数の施設に食事を供給する場合であって、当該供給先の施設に法令等により栄養士を必置としない施設を含むときは、特定の対象者に継続的に食事を供給し、一号施設又は二号施設の対象となる施設種別である施設に供給される食事数が1回500食以上又は1日1,500食以上となる場合に、二号施設とみなされること。ただし、供給先の施設を特定給食施設等として把握し、個別に管理する場合には、食数から除外することとし、重複することのないようにすること。

(3) 事業所等に対し食事を供給する特定給食施設にあっては、当該特定給食施設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね8割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであって1回500食以上又は1日1,500食以上供給する場合、二号施設とみなされること。

## 9 特定給食施設における栄養管理基準の遵守

健康増進法21条では、特定給食施設の設置者は厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならないとされており、栄養管理の基準や運用上の留意点が示されています。保健所の立入指導も、これらの基準等に基づいて実施されます。

厚生労働省令 (健康増進法施行規則第9条)	厚生労働省通知（健健発0331第2号令和2年3月31日） 別添2「特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について」に示された運用上の留意点
<p>1</p> <p>当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。</p>	<p>1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について</p> <p>(1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。</p> <p>(2) (1) で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。なお、栄養者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。</p> <p>(3) (2) で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。</p> <p>(4) (3) で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。</p> <p>(5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。</p>
<p>2</p> <p>食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。</p>	<p>2 提供する食事（給食）の献立について</p> <p>(1) 給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。</p> <p>(2) 複数献立や選択食（カフェテリア方式）のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。</p>

<p>3</p> <p>献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。</p>	<p>3 栄養に関する情報の提供について</p> <p>(1) 利用者に対し献立表の提示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。</p> <p>(2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得するよい機会であるため、各々の施設の実状に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。</p>
<p>4</p> <p>献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。</p>	<p>4 書類の整備について</p> <p>(1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。</p> <p>(2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。</p>
<p>5</p> <p>衛生の管理については、食品衛生法その他関係法令の定めるところによること。</p>	<p>5 衛生管理について</p> <p>給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）、「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。</p>
	<p>6 災害等の備え</p> <p>災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。</p>



ローリングストックを活用して  
利用者や職員分の非常食を  
備えましょう。

施設の種別により栄養管理の方法は異なりますので、  
他の法令や通知も確認し、栄養管理を実施することが必要です。

## 10 健康増進法に係る義務違反

健康増進法では、特定給食施設の栄養管理や管理栄養士の配置義務の違反に対し、その施設の設置者への罰則が適用されることがあります。

特定給食施設の設置者が

- ① 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設であるにもかかわらず、管理栄養士を置かない場合
- ② 正当な理由がないのに、栄養管理基準に従った適切な栄養管理を行わない場合

静岡市保健所長が栄養管理の実施を確保するために必要があると認める場合は、健康増進法第24条第1項に基づき、報告を求めるとや立入検査等を実施し、同法第22条に基づく指導及び助言を行います。

なお、報告や立入検査の拒否・妨害・忌避、虚偽の報告・答弁をした場合は、罰則（30万円以下の罰金）が適用されることがあります。（健康増進法第74条）

指導及び助言を十分に行ったが改善されない等の場合、静岡市保健所長は特定給食施設の設置者に対して、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができます。（健康増進法第23条）

さらに、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる（命令）ことができます。

命令に違反した場合は、罰金（50万円以下の罰金）が適用されることがあります。（健康増進法第72条第1項第1号）